

プラスチック資源の再商品化等に係るサウンディング型市場調査 実施要領

1. 調査の目的

尾道市（以下、「本市」という。）では現在、容器包装プラスチックの分別収集を行っていませんが、プラスチック使用製品廃棄物（以下、「製品プラ」という。）はもやせないごみ等として収集し、中間処理を行っています。

プラスチック資源循環促進法（以下、「プラ新法」という。）では、容器包装プラスチックに加え、製品プラの分別収集が努力義務とされていることを踏まえ、本市では今後、製品プラの分別収集について検討を行う予定です。

そこで、分別収集したプラスチック資源（容器包装プラスチックと製品プラをあわせた総称）の中間処理や再商品化に関して、民間事業者との連携の可能性を検討するため、サウンディング型市場調査（対話）を実施します。

2. 調査の概要

（1）調査時点において想定している事業条件

①プラスチック資源の回収方法

容器包装プラスチックと製品プラを一括回収

②プラスチック資源の排出方法

袋入り

③プラスチック資源の回収量の見込み

約 1,700t/年（うち、製品プラは約 500t/年）

④再商品化スキーム

以下を想定し、本調査の結果を参考に、今後、検討を行う予定です。

	中間処理	再商品化
①	本市	(公財)日本容器包装リサイクル協会 【プラ新法 32 条ルート】
②	本市	再商品化事業者 【プラ新法 33 条ルート】
③	民間事業者	(公財)日本容器包装リサイクル協会 【プラ新法 32 条ルート】
④	民間事業者	再商品化事業者 【プラ新法 33 条ルート】

(2) 対話（提案）のテーマ

対話を円滑に進めるために、参加申込受付の時に以下のテーマについてご意見・考え等を記載した提案書（様式は任意）をご提出いただきます。

なお、必要に応じて、補足資料もご提出ください。

- ①プラスチック資源の受入条件（荷姿、搬入条件、搬入方法等）
- ②プラスチック資源の受入可能量
- ③プラスチック資源の受入場所
- ④プラスチック資源の中間処理・再商品化の工程及び手法
- ⑤プラスチック資源の中間処理・再商品化に要する費用（処理量 1t 当たりの単価）
- ⑥プラスチック資源以外で中間処理が可能な廃棄物
- ⑦⑥で回答した廃棄物に関する受入条件等（上記の①～⑤に該当する内容）
- ⑧本市への要望等

3. スケジュール

本調査は、以下のスケジュールで実施します。

日程	内容
令和7年5月16日（金）	募集開始
令和7年6月6日（金）	質問の受付期限
令和7年6月13日（金）頃	質問に対する回答の公表
令和7年6月27日（金）	参加申込書及び提案書の受付期限
令和7年7月中旬	対話の実施
令和7年10月以降	調査結果の公表

4. 手続き等

(1) 調査対象事業者

調査の対象は、本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人グループとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ③ 暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団又は（暴力団排除条例等）に該当する者
- ④ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税を滞納している者

(2) 質問の受付と回答

本調査について質問等がある場合は、様式 1 の質問書に必要事項を記入し、件名を【サウディング調査に係る質問】として、電子メールにてご提出ください。回答は、本市のホームページに掲載します。

なお、質問回答の公表にあわせて本調査についての補足事項等に掲載する場合もあるため、質問の有無に関わらず、質問回答をご確認ください。

①受付期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）

②提出先

『6. 問い合わせ先』のとおり

③質問に対する回答の公表

令和 7 年 6 月 13 日（金）頃

(3) 申し込み方法

調査への参加を希望する場合は、様式 2 の参加申込書に必要事項を記入し、件名を【サウディング調査参加申込】として、「2. (2) 対話（提案）のテーマ」をとりまとめた提案書と併せて電子メールにてご提出ください。

①受付期限

令和 7 年 6 月 27 日（金）

②提出先

『6. 問い合わせ先』のとおり

(4) 対話の実施

①実施日

令和 7 年 7 月中旬（午前または午後の 1 時間程度）

②場所

本市の会議室

③その他

- ・対話の日時等は、様式 2 の担当者宛てに、電子メールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・対話は、参加者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。
- ・対話に出席する人数は、5 名程度以内としてください。
- ・当日、紙資料等を配布する場合には、10 部用意してください。
- ・対話の際にプロジェクター等を使用する場合は、必要な機材をご準備ください。

(5) 結果の公表

本調査の実施結果については、概要の公表を予定しています。ただし、参加者の名称は非公表とし、概要の公表に当たっては参加者のノウハウ保護等を考慮し、事前に参加者へ内容の確認を行います。

5. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディング調査の参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

本調査の参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本調査終了後、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

6. 問い合わせ先

尾道市 市民生活部 衛生施設センター 担当／松原

住所 : 〒722-0221 広島県尾道市長者原一丁目 220 番地 75
(尾道市クリーンセンター内)

電話番号 : 0848-48-2900

電子メール : eisei@city.onomichi.hiroshima.jp